



事業内容

- ▶ **モニタリングとは**
 - ▶ モニタリングの内容
 - ▶ モニタリングの実施主体
- ▶ 調査・評価
- ▶ 第三者評価
- ▶ 研修・講演
- ▶ 出版物のご案内

モニタリングとは



官民連携（PPP：Public Private Partnership）が推進され、行政と民間、市民がそれぞれ責任をもって、自身の役割を担っていくあらたな社会システムが構築されつつあります。そこで、指定管理者として行政からさまざまな施設の管理、運営、事業を受託した企業、団体に対する評価、チェックのしくみは不可欠なものとなっており、これが指定管理者制度におけるモニタリングと呼ばれています。

特に、指定管理者制度やPFI事業においてモニタリングは、法的に義務づけられているのみならず、制度の最適化を図るうえでも欠かすことのできないものとなっています。

モニタリングの内容

3つの側面から評価
総称してモニタリングと言います。

①業務の履行状況の確認（サービス提供側の評価）

仕様書や事業計画書などに記載されている内容が履行されているかを確認します。有資格者の配置や開館、閉館時間、研修計画の履行や安全マニュアルの作成、その他の対応など評価シートを作成しチェックします。

②サービスの質に関する評価（サービス利用者側の評価）

業務の履行状況の確認だけでは知ることのできない「サービスの質」について、アンケート調査等を利用して測定します。コスト削減は数値で明確に算出できますが、同時にサービスの質も点数化(数値化)します。

③継続性・安定性に関する評価（財務評価）

指定管理者が今後も継続して安定的な施設運営ができるか、財務、収支の状況等を評価します。

[▲ Page top](#)

モニタリングの実施主体

- ①業務の委託者が受託者（指定管理者）に対して実施
- ②業務の受託者（サービス提供者）が自ら実施（セルフモニタリング）
- ③業務やサービスに利害関係のない第三者機関やサービス利用者が実施（第三者評価）

[▲ Page top](#)